

# 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間



令和6年4月1日～  
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)～令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者

(C)

現職者※1に限らず必須の50項目に対応した課程修了者

必須の50項目(※3に掲載されたもの。)を実施していることが確認できた現行告示基準教員要件に該当する養成課程等(※5)を修了し、学士以上の学位を有する者

(D-1)

現職者※1のうち必須の50項目対応前の課程修了者①

左記の養成課程等以外で、5区分の教育内容(※4に掲載されたもの。)を実施していることが確認できた現行告示基準教員要件に該当する養成課程等(※5)を修了し、学士以上の学位を有する者

講習II  
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除



基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除



(D-2)

現職者※1のうち必須の50項目対応前の課程修了者②

左記2つに該当しないものの、現行告示基準教員要件に該当する養成課程等を修了し、学士以上の学位を有する者

講習 I  
講習修了認定試験

講習 II  
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除



(E-1)

現職者※1のうち民間試験に合格した者①

昭和62年4月1日～平成15年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験(公益財団法人日本国際教育支援協会)に合格した者

講習 I  
講習修了認定試験

講習 II  
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除

実践研修 免除



(E-2)

現職者※1のうち民間試験に合格した者②

平成15年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験(公益財団法人日本国際教育支援協会)に合格した者

講習 II  
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除

実践研修 免除



(F)

左記以外の現職者※1

基礎試験

応用試験

実践研修 免除



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開する予定。